

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

令和3年（2021年）2月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例

札幌市国民健康保険条例(昭和36年条例第9号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第13条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「第19条第1項に」を「第19条第1項第1号に」に改める。
- (2) 第19条第1項第1号中「特定同一世帯所属者」の次に「(以下この項において「世帯主等」という。)」を加え、「地方税法第314条の2第2項に規定する金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「地方税法第314条の2第2項に規定する金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を

乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同条第2項中「(昭和40年法律第33号)」を削る。

(3) 附則第5条中「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「金額」の次に「及び」と、「同法附則第33条の2第5項」とあるのは「地方税法附則第33条の2第5項」と、「110万円」とあるのは「125万円」を加える。

(4) 附則第17条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)」に改める。

(5) 附則に次の1条を加える。

(令和3年度における所得割の保険料率の算定方法に係る特例)

第18条 令和3年度に限り、第15条第1項第1号、第15条の2の4第1項第1号及び第15条の5第1項第1号の規定の適用については、これらの規定中「相当する額」とあるのは「相当する額から当該額の一部に充てるものとして札幌市基金条例(昭和39年条例第6号)第2条第1項第4号に掲げる国民健康保険支払準備基金を同条例第8条第3項第2号の規定に基づき処分した額を減じた額」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第17条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第13条第1項、第19条第1項並びに附則第5条及び第18条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(理 由)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に係る基準等を改めるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う所得割の保険料率の急激な上昇を抑える等のため、本案を提出する。